

## 公的研究費の適正な管理について

龍谷大学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の運営・監査のガイドライン（実施基準）」（2007年2月15日付）に基づき、機関としての責任体制と、公的研究費の適正な運営・管理について検討し、このたび「公的研究費の適正な管理に関する規程（2008年2月21日制定）」制定したので公表します。今後、公的研究費の適正な運営・管理を行い、不正使用を防止するよう努めてまいります。

[「公的研究費の適正な管理に関する規程」\(PDF\)](#)

[「不正防止推進体制図」\(PDF\)](#)

### 1. 責任体系

#### 最高管理責任者：学長

機関全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。また、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

#### 統括管理責任者：研究部長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

#### 部局責任者：各部署の長（部長職）

各部署の公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

### 2. 運営・管理体制

#### 公的研究費不正防止計画推進部署の設置

学長（最高管理責任者）が主宰し、全学的な立場から研究活動の活性化、推進を図り、研究政策、研究企画等について審議・決定することを目的とした「全学研究会議」の下に、専門委員会「公的研究費不正防止計画推進委員会」を設置し、研究者の意見も広く取り入れるよう配慮しつつ研究活動の円滑な推進とその運用に関する不正防止策の策定や大学としての取り組みに対する基本ポリシーを確立し、不正防止の推進にあたります。

#### モニタリング体制

本学では、従来より内部監査体制を整備し、運営を行っておりますが、今後は監査人員の充実や強化を課題とし、よりよい監査体制の環境づくりに努めます。

[「内部監査実施細則」\(PDF\)](#)

### 3．事務処理手続き及び使用ルールに関する窓口

本学における公的研究費に係る使用ルール・事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を研究部内に設置しています。相談窓口は、本学における研究費等に係る使用ルール・事務処理手続きに関する学内外からの問い合わせに対応し、研究遂行のための適切な支援に資するよう努めます。

### 4．通報窓口

「公的研究費の適正な管理に関する規程」第 7 条に基づき、公的研究費の不正使用に関する本学内外からの通報を受け付ける窓口を内部監査室に設置しています。なお、通報窓口の運営にあたっては、通報者の不利益にならないよう通報者を保護する方策を講じます。

#### 【通報窓口】

龍谷大学 内部監査室

TEL：075-642-1111（代表）内線：1517

TEL：075-645-3596（直通）

FAX：075-645-2573

mail：[kansa@ad.ryukoku.ac.jp](mailto:kansa@ad.ryukoku.ac.jp)